2026 年度　第２回須坂市部活動地域展開検討協議会　議事録

2026 年９月 29 日（火）18:00～
須坂市役所３階 305 会議室

１　開　会

２　あいさつ

勝山教育長

- 昨年から休日の部活動の地域展開を進めるとともに、残っている平日の部活動をどうするかについても様々な検討をいただきながら進めてきた。
- 全国的に見ても、この方法でうまくいっているという事例はなかなかない。理論上はできても、地域の特性や関係者の思い、費用の問題など課題があり、今後も皆さんと一緒に知恵を絞っていかなければならない。
- 10 月は中学校で３年生から２年生への引継ぎの時期となり、メンバーが変わる時期に来ている。
- 本日は、認定地域クラブ認定制度について事務局から原案を示す。これを定めなければ予算面やシステム上うまくいかない部分があるため、御理解をいただき、運営委員会及び総会に向けた準備を進めていきたい。

３　議　事

議事の進行は新井座長が行った。

（１）　地域クラブ進捗状況について

【加入状況について】

事務局説明（資料１、２ページ）

- 2026 年９月 24 日現在、地域クラブの入会者は累計 445 名、退会者は 81 名で、在籍者は 364 名である。
- 退会者 81 名のうち 76 名は、大会等を終えて活動を終了した３年生で、退会理由は引退である。１、２年生の退会者は５名にとどまっており、理由は家庭の事情２名、健康上の理由２名、その他１名である。年度途中で活動をやめる生徒は少なく、概ね定着しているものと考えている。
- 学年別の在籍者は、１年生 132 名、２年生 174 名、３年生 58 名である。
- 学校別の在籍者は、常盤中 114 名、相森中 60 名、墨坂中 146 名等となっている。
- 専門部別の人数は延べ人数であり、２つの専門部に加入している生徒が１名いるため、入会者及び在籍者の実人数より１名多くなっている。

質疑特になし

【認定地域クラブ活動制度への対応について】

事務局説明（資料３、４ページ、別添「須坂市認定地域クラブ活動に関する要綱案の要点」）

・　長野県地域クラブ活動推進ガイドラインによる認定制度は、部活動の地域展開で行う地域クラブ活動について、競技力向上を主な目的とするチーム等と区別し、活動の質を担保するための制度である。併せて、生徒の多様なニーズに応じた活動機会を保障することも目的としている。
・　認定を受けるためには、①選抜せずに身近な地域の生徒を広く受け入れること、②適切な活動時間と休養日を確保すること、③参加費を適正な額とすること、④研修を受講し市に登録された指導者が指導すること、⑤事故時の対応や緊急連絡体制を整え保険に加入すること、⑥規約の整備や適正な会計等の運営体制を整えること、⑦活動方針やスケジュールを学校と共有すること、の７つの要件を満たす必要がある。
・　補助金について、国のガイドラインでは市町村が運営主体の地域クラブは 2026 年度末までに限り認定を受けたものとみなすことが可能とされており、本市ではこれまで認定登録を行わずに補助対象となっていた。2027 年４月からは認定地域クラブとして登録した団体のみが補助対象となるため、現在みなし団体となっている 13 種目全てのクラブで認定登録の手続きが必要となる。
・　指導者について、今後は市の研修を受講して登録された認定地域クラブ活動指導者のみが指導できるようになる。全指導者に研修の受講と誓約書の提出をお願いし、令和９年３月 31 日までに登録を完了していただく予定である。
・　中体連大会への参加について、認定地域クラブとして参加する場合、競技ごとの特例措置は適用されない。教員の引率や指導者資格の取得も不要となり、先生方の負担軽減につながる。参加予定の大会やチーム編成を事務局に報告していただき、４月に事務局で取りまとめて中体連へ一覧で提出する予定である。
・　このほか、学校との連携として、活動計画書や報告書を部活動顧問と共有する環境を整える。安全確保として、専門部ごとに保護者及び事務局との緊急連絡体制と事故時の対応手順を整備する。生徒の受入れについては、入会希望者を選別しないことが要件となる。
・　今後のスケジュール（案）は、10 月７日の運営委員会で協議いただき、10 月 14 日の地域クラブ総会で認定制度関連の要綱について承認をいただく予定である。11 月に県中体連から申請の通知様式が示され、２月に県中体連へ認定地域クラブの活動予定を提出する。３月 31 日までに各専門部の指導者登録と認定申請書類の提出を完了していただき、令和９年４月１日から要綱を施行し、認定制度を開始する。
・　令和９年４月から２年間は、未認定のクラブも中体連大会に参加できる猶予期間となる。令和 11 年４月以降は、市の認定を受けていないクラブは中体連の大会に参加できなくなる。猶予期間中に、須坂市地域クラブに属さない市内のクラブに対しても認定制度の周知等を行っていく。
・　「須坂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）」は、団体の認定に関するもので、趣旨（第１条）、認定要件（第２条、審査は教育委員会が県の確認事項に基づき実施）、申請及び認定（第３条～第５条、誓約書兼申請書・要件確認書・規約等を提出し、ヒアリングや現地確認等により審査のうえ認定通知書又は不認定通知書で通知）、有効期間（第６条、認定の効力発生日の属する年度の

翌年度末まで）、変更・休止・廃止の届出、認定の取消し（第 10 条、不正な手段による認定、指導助言によっても改善が見込めない場合、団体からの申出）、指導助言及び支援について定めている。

・　「須坂市認定地域クラブ活動指導者の登録に関する要綱（案）」は、指導者個人の登録に関するもので、趣旨及び定義（第１条～第３条）、研修（第４条、教育委員会は年１回以上の実施とオンライン受講機会の確保に努める）、登録要件（第５条、研修の受講に加え、暴力・暴言・ハラスメント等を行わない・許さないことの誓約、欠格事由に該当しないこと）、申請及び登録（登録申請書と誓約書を提出し、要件確認・研修受講確認の後、登録通知書で通知）、有効期間及び更新（登録の効力発生日の属する年度の翌年度末まで。満了までに研修を受講し更新申請が可能）、登録事項の変更届出、禁止行為（暴力、暴言、ハラスメント、いじめ、無視等、法令違反、地位の濫用）及び不適切な行為があった場合の事実確認と教育委員会への速やかな報告、登録の取消し、個人情報の取扱いについて定めている。

質疑応答

委　　員：中体連大会への参加について「認定地域クラブ活動として参加する場合」とあるが、認定地域クラブではなく、学校として出場する場合もあるのか。

事　務　局：学校名（学校部活動）として参加することも当然可能。

委　　員：その場合は、教員の引率が必要となるのか。

事　務　局：そのとおりである。

委　　員：申請書類の団体に関する欄に地域クラブ活動の名称と代表者の氏名を記載することになっているが、中学生が主体の活動では３年生で引退するため、代表者は毎年変わっていくと思われる。毎年改めていく想定か。

事　務　局：代表者は生徒ではなく指導者であるため、毎年大きく変わるものではない。

座　　長：この欄は「代表指導者」ということで整理する。

委　　員：運動系の説明は分かったが、吹奏楽などコンクールに参加する文化系のクラブについてはどのような形になるのか。

事　務　局：現在は中体連関係の情報のみが来ており、文化系については情報がない状態である。吹奏楽は吹奏楽連盟の扱いで異なる可能性もある。文化系クラブについても本要綱により同様に認定を行っていくが、その先のコンクール参加等については、まだ情報をいただいていない。

委　　員：吹奏楽については、今年も学校に部活動が残っていれば学校として出場するようにとの説明があり、当初は地域クラブとして出場したいという方向であったが、学校として出場した。公表されている 2026 年４月の規程では、中学校の部活動と地域クラブのいずれでも参加が可能とされる一方、同一コンクールに複数団体で参加することはできないこととされている。来年も同様の形で進み、そこに新たに「認定」の区分が加わっていくのではないかと予想している。

議　　長：認定を受けても現在とほぼ同じで、変わるのは、学校の先生が大会に引率しなくてもよくなることと、指導者資格が不要になるということで理解していただきたい。

（２）　来年度へ向けた検討について

事務局説明（資料５ページ）

- 2027 年度も平日の地域展開は実施せず、休日のみの地域クラブ活動を継続したいと考えている。
- 理由の１つ目は、会費設定の検討と不公平の是正が必要なためである。平日に展開すると活動時間が増え、会費の引上げが避けられないことから、平日の展開に必要な指導者数と謝礼額を試算し、保護者の負担を踏まえた会費設定を検討する必要がある。また、平日に実施する種目と実施しない種目との間で会費負担に不公平が生じるという課題もある。公平な環境を整えた上で、段階的な展開を検討していきたい。
- 理由の２つ目は、認定地域クラブ活動制度への対応を優先するためである。2027 年４月からは現在活動している全てのクラブが認定要件を満たす必要があり、各クラブの指導者の負担、事務局の審査・登録の負担も生じる。今年度は要綱の整備、新制度の周知、各クラブへの認定支援に注力していきたい。
- 指導者謝礼について、現在 1 時間 1,100 円をお支払いしているが、2027 年４月から 1 時間 1,200 円に引き上げたいと考えている。指導者の処遇を改善し、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営するためのものである。
- 予算への影響は、2026 年度と同じ規模で実施した場合の試算で、指導者謝礼が 65 万 4,000 円の増となる。一方、会費収入は変わらず、補助金が 26 万 5,000 円増えるため、市の追加負担は 38 万 9,000 円となる。

質疑応答

座　　長：平日については、引き続き学校の部活動で活動し、休日を地域クラブ活動とする形で継続するということでよいか。

委　　員：バスケットボールでは、移動等の問題があるほか、指導者の人数が少ないため分担しても負担が大きくなってしまう。平日の部活動の部分は大変だが、やるしかないという話をしている。

委　　員：指導者謝礼を 100 円引き上げていただき、感謝する。

（３）　地域クラブ総会について

事務局説明（資料６ページ）

- 10 月 14 日の地域クラブ総会に、次の３件の議案を諮る予定である。
- 議案第１号「会費の額について」は２点ある。１点目は、生活保護の教育扶助又は就学援助を受けている世帯の会費を全額免除とすることを、内規第 11 条として運営委員会の承認のもと明文化するものである。２点目は、須坂市外に住所があり、市外の中学校に在籍する会員の会費を月額 1,500 円（美術は 750 円、技

術家庭は 375 円）とするものである。市外会費の適用は 2027 年４月からとする。

・　議案第２号「指導者謝礼等の額について」は、指導者謝礼の単価を１時間 1,100 円から 1,200 円に引き上げるもので、2027 年４月からの適用とする。

・　議案第３号「認定地域クラブ活動制度への対応について」は、認定制度への須坂市地域クラブとしての対応として、要綱案の承認を求めるものである。制度の実施は 2027 年４月からとする。

質疑応答

座　　長：地域クラブの運営には市の財源を 200 万円ほど充てていることから、市外の会員には会費を 1.5 倍とし、応分の負担をしていただくものである。

（４）　その他

質疑特になし

・　座長から、本日の案を基に運営委員会、総会と続けて議論していくことが示された。

４　その他

北信教育事務所指導主事より情報提供

・　本日の中心は認定地域クラブについてであった。須坂市は非常に早く取組を進めている。北信地域の他の市町村では、認定地域クラブをどうするか悩み、なかなか進められていないところもあるが、少しずつ前向きに検討し、自らのところでも認定に向けた検討を進めていこうという動きが出始めている。

・　７つの認定要件が設けられている狙いは、大まかに言えば、生徒や指導者が安全で安心して活動に取り組めるクラブにしていくことにある。例えば、事故の対応に誰が責任を持つのかについて不安に感じている指導者もいると思われる。また、生徒にとっては指導者との関係や、ハラスメント等のトラブルに発展する場合もあり、そうした部分を整えていくことが１つの狙いである。

・　ほかにも、計画的な活動を仕組むこと、教育的な配慮をすること、受益者負担の考え方により持続的に活動に参加できることなどが大切にされている。そうした点を大切にしている活動を積極的に支援していこうという取組であるため、趣旨を理解いただきながら、それぞれのクラブの活動を大事にしていただきたい。

・　須坂市の取組は早めに進んでいるため、今後も他の市町村から参考にされる取組になると思う。

質疑応答

委　　員：指導者の登録に関する要綱の暴力等について、どのような経緯で事実を認定するのか。子どもが訴えた場合か、保護者が動いた場合か、何か証拠がある場合か。

事　務　局：要綱に具体的な記載はないが、生徒から直接訴えがある場合もあれば、保護者から寄せられる場合もあるなど、ケースによると考えている。
座　　長：第５条の登録要件として、指導者一人一人に誓約書を提出させることとなる。
委　　員：不適切な行為があった場合、どこに訴えればよいのか。
事　務　局：教育委員会になると考えられるため、その点もしっかり詰めていく。
座　　長：指導者の登録に関する要綱には禁止される行為等が記載されており、事実が確認された場合には指導をやめていただくこともあり得る。

５　閉　会